

裁判所をめぐる諸情勢について

最高裁判所事務総局

(令和2年8月)

◆ 新型コロナウイルス感染症への対応について	4
◆ 裁判手続のIT化について	6

目 次

1 各種事件動向と適正迅速な審理に向けての課題

(1) 民事事件	9
ア 地方裁判所の民事通常訴訟事件について	9
イ 行政事件について	10
ウ 国家賠償事件について	11
エ 労働関係事件について	11
オ 知的財産権関係事件について	12
カ 倒産事件について	13
キ 執行事件について	14
ク 簡易裁判所の民事事件について	15
(2) 刑事事件	16
裁判員裁判の現状と課題について	16
(3) 家庭事件	18
ア 家庭事件をめぐる現状と課題について	18
イ 家裁調査官について	19
ウ 家事調停事件について	19
エ 後見・財産管理関係事件について	20
オ 人事訴訟事件について	21
カ 子の返還申立事件・民事執行法について	21
キ 少年事件について	22

(4) 共通	23
適正な通訳の確保のための取組について	23
2 裁判所に関する新たな立法等	
(1) 民事執行法の改正について	24
(2) 所有者不明土地問題について	24
(3) 消費者契約法改正の動向について	25
(4) 仲裁法制の見直しに関する動向について	26
(5) 地方自治法の改正について	26
(6) 労働関係について	26
(7) 知的財産権関係の法改正について	27
(8) 刑事法（逃走防止関係）に関する議論について	27
(9) 民法等の改正（相続に関する規律の見直し）について	27
(10) 民法の改正（特別養子縁組制度）について	28
(11) 民法の改正（嫡出推定制度及び懲戒権に関する規定等の見直し）について	28
(12) 少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）に関する議論について	29
3 裁判所の人的・物的態勢の現状	
(1) 予算について	30
(2) 定員について	30
(3) 裁判官の採用、判事再任等について	32
(4) 裁判所施設について	32
ア 老朽化した庁舎の増加状況等について	32
イ 省庁別宿舎の状況	32
ウ 裁判所インフラ長寿命化計画（行動計画）	33

(5) システム関係について	33
ア 情報化の取組と全体最適化	33
イ 主な情報システムの状況等	35
4 裁判所の組織的課題	
(1) 裁判所における緊急対応について	36
(2) 情報セキュリティの確保	37
(3) 裁判所の安全問題について	38
(4) 書記官事務の整理について	39
(5) 適正な事務の確保に向けて	39
(6) 適正な会計事務について	40
(7) 裁判所を利用する障害者への配慮について	41
(8) 障害者雇用について	42
(9) ハンセン病を理由とする開廷場所指定に関する調査報告書等について	43
(10) 司法行政文書の管理及び開示について	43
(11) 裁判所広報の充実について	44
5 人材の育成、強化に向けた司法研修所及び裁判所職員総合研修所の取組	
(1) 裁判官の研修・研究会について	45
(2) 裁判官以外の裁判所職員の研修等について	47
(3) 司法修習生の修習について	51

◆ 新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、社会経済全体に甚大な影響を生じさせているが、裁判所においても、緊急事態宣言がされたことを受け、そのような状況の下でも裁判所に求められる機能は維持しつつ、感染拡大防止のために業務を大幅に縮小するなど、大きな影響を受けた。その後、緊急事態措置の解除に伴い、段階的に業務が再開されるに至ったが、感染防止策を徹底する観点から業務に一定の制約を伴うなど、その影響は継続している。

この間の一連の対応は、裁判所における業務継続計画（BCP）に基づくものであったが、裁判所としては前例のないものであり、感染の拡大防止と裁判所に求められる役割とのバランスをどのようにとるべきか難しい判断が求められた。特に、新型コロナウイルス感染症については、当初の急速な感染拡大局面では、感染拡大を防止するために人ととの接触を極力避けることが強く求められたほか、対応が長期に及ぶことも想定されるなど、BCPで想定する新型インフルエンザとは異なる特性もあることから、業務縮小の程度等についても、その特性を踏まえた慎重な検討が必要であり、関係者や地域の十分な理解を得ながら対応を行っていくことが求められたものであった。

未だ終息までは至っていない中、現在は、感染拡大を予防しつつ、事件処理を回復軌道に乗せていく過程にあるが、裁判所利用者の不安感等への配慮に関しては息の長い取組・工夫がこれからも必要となるし、感染拡大防止と調和のとれた府全体としての適切な事件管理や今回の事態によって生じることとなつた法的紛争等への対応に万全を期すことが必要である。

各裁判所においては、裁判部と事務局が連携して、今般の感染拡大に伴う業務縮小とその後の回復に向けた一連の対応の過程における経験や課題について振り返り、その結果を今後の対応に生かすとともに、新型コロナウイルスの影

響による社会の変化の中における裁判運営について、視野を広げて現在のありようを見直し、運用改善を実践していくことが期待される。

◆ 裁判手続のIT化について

1 民事訴訟手続のIT化について

裁判所においては、平成30年3月に政府の「裁判手続等のIT化検討会」から出された取りまとめも踏まえつつ、裁判所全体で民事訴訟手続のIT化についての検討を進めてきた。本年2月からは知財高裁及び各高裁所在地の地裁本庁8庁の合計9庁で、同年5月からは更に地裁本庁5庁でウェブ会議等を活用した争点整理の新たな運用を開始した。今年度中には、全国の地裁本庁で新たな運用を開始することを目指して準備を進めているところであり、これらの庁での運用状況等も見ながら、地裁の支部等でも順次運用を開始していく予定である。

法制面に関しては、平成30年7月に公益社団法人商事法務研究会に立ち上げられた「民事裁判手続等IT化研究会」において、民事訴訟手続のIT化に向けた法制面の検討等が行われていたところ、昨年12月に報告書が取りまとめられ、今後検討すべき論点が整理された。そして、本年2月には、法務大臣から法制審議会に対し、民事訴訟制度の見直しについての要綱を示すことを求める旨の諮問がされ、これを受けて、専門部会である「民事訴訟法（IT化関係）部会」が設置された。現在、令和4年中の関係法律の改正を目指して専門部会で調査審議が進められているところであるが、論点も多岐に渡ることから、調査審議のスケジュールは相当に厳しいものとなることが想定される。

また、政府においても、本年7月17日、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画の変更について」及び「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和2年度革新的事業活動に関する実行計画について」をそれぞれ閣議決定した。その中では、民事訴訟手続のIT化に関しては、司法府には、民事訴訟法の改正が令和4年内に実現した場合には、早けれ

ば令和5年度中にウェブ会議の方法による口頭弁論期日の運用を開始することを目指し、併せて、システムの開発や規則改正のための作業を進め、令和7年度中に当事者等がオンラインで訴状等を提出することができるようになることを目指すこと等を期待するとされ、また、書面の電子提出については、令和3年度中を目途として、一部の庁で現行民事訴訟法132条の10に基づく準備書面等の電子提出の運用を開始し、電子提出の利用の普及促進を図ることへの期待も記載されている。

そのため、裁判所においても、これまでの民事訴訟手続一般のIT化に向けた検討に加え、IT化後の書記官事務の在り方やそれを見据えたシステム設計の在り方についても、具体的な検討を早急に行う必要がある。

民事訴訟手続のIT化は、それ自体を目的とするものではなく、これを契機として現在の民事訴訟に存する課題を克服し、可及的速やかに真の争点について裁判所が当事者と認識を共有し、そこに焦点を当てた証拠調べを行って、合理的な期間内に解決に導くことによって、裁判の質の更なる向上を図るべきものである。この検討を進めるに当たっては、裁判所全体で幅広く意見交換等をしていくことが必要であり、裁判官、裁判所書記官その他の職員には、在るべき民事訴訟のプラクティスについて、自ら積極的に検討を深め、議論に参加するとともに、実践できることから着実に運営改善を進めていくことが期待される。

2 その他の分野の裁判手続のIT化について

近時の社会経済情勢の変化、特に、ITの急速な発展や社会における普及状況等を踏まえると、民事訴訟手続に限らず、その他の分野の裁判手続についても、ITを活用し、迅速で質の高い裁判の実現を目指す必要がある。このような観点からは、民事訴訟手続のIT化に関する議論状況等も踏まえながら、そ

の他の分野の裁判手続に関しても、ITを活用した裁判の在り方等について検討を行っていくことが重要であると考えられる。

前記閣議決定において、家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等のIT化に関しては、司法府による自律的判断を尊重しつつ、政府において、そのスケジュールを本年度中に検討することとされ、刑事手続のIT化に関しては、司法府による自律的判断を尊重しつつ、政府において、令状請求・発付を始めとする書類のオンライン受交付、刑事書類の電子データ化、オンラインを活用した公判など、捜査・公判のIT化方策の検討を本年度中に開始することとされた。このように、政府において、民事訴訟のみならず、その他の分野の裁判手続についても、IT化に向けた検討を行うこととなった。

民事訴訟手続のIT化を第一歩として始まった裁判手続のIT化への検討は、ITを進行管理等の補助的手段として活用するのみならず、手続の実施そのものに積極的に活用していくこうとするもので、裁判官及び職員の将来の執務の在り方に極めて大きな影響を及ぼすことは明らかである。今後も、裁判所として必要な検討を行い、政府における検討に適切に対応していく必要があるが、裁判官、裁判所書記官その他の職員においては、将来のIT化も意識し、これまで以上に自らの事務処理の在り方を不斷に問い合わせ直す姿勢を持ちながらそれぞれの職務に取り組み、今後各裁判所で進められていく各種検討に積極的に関与することが期待される。

1 各種事件動向と適正迅速な審理に向けての課題

(1) 民事事件

ア 地方裁判所の民事通常訴訟事件について

近時の社会情勢の変化、情報技術の進展、価値観の多様化等を背景として、裁判所の判断が国民の社会経済活動等に大きな影響を与える訴訟が増え、裁判所の審理判断に対する国民の関心と期待も大きくなっています。それに伴い、裁判の質についても、判断自体の適正さや手続保障のみならず、理由の通用性や合理的な期間内での解決に対する要請が高まっている。

こうした要請に的確に応え、裁判の質の更なる向上を図るために、部内外でのコミュニケーションや議論を通じて、争点中心型の審理の基本的な在り方及びその前提となる争点・証拠整理の目的、手法とは何かについて改めて裁判官の間で共通認識を醸成し、一人一人の裁判官が、担当する事件の処理の枠を超え、審理運営の在り方を含む様々な課題を共有し、改善策を模索することが必要かつ有効と考えられる。

また、近年、平均審理期間（特に争点整理期間）が長期化していることや、争点整理、人証調べ、和解等の実情に関して弁護士や高裁からなお厳しい指摘もあること等を踏まえ、民事訴訟法が志向する争点中心型の審理を実現し、紛争の実相を捉えた適切な事案の解決を図るために、争点・証拠整理の過程において裁判所と当事者との双方向的なコミュニケーションをより活性化させることにより、証拠（書証）にも照らしながら早期に争点を絞り込み、法的判断の枠組み等についての認識を共有し、必要十分な人証について集中的な証拠調べを行うとともに、適正な紛争解決のために積極的に和解勧奨を行うこと等が求められる。

以上については、平成30年度民事事件担当裁判官等事務打合せ及び令和元年度民事事件担当裁判官等協議会の各協議結果（J・NETポータルの民

事情報データベース（ミンフォ）に掲載）を、また、合議の充実・活用等による部の機能の活性化等に関しては、司法研究「地方裁判所における民事訴訟の合議の在り方に関する研究」も参照されたい。

イ 行政事件について

行政訴訟事件の新受件数は、平成18年以降、2000件を超える水準で推移してきたが、平成30年以降はこれを下回る水準にとどまっている。もっとも、国民の権利意識の高まりや法曹人口の増大、行政活動の複雑多様化等を背景に、新受件数は今後も高い水準で推移していくことが見込まれる。

また、近年は、事件の内容が一層複雑困難化していることや、いわゆる多庁係属型訴訟（事実上又は法律上の争点が同一であり、複数の裁判所に提起されている訴訟など）が増加していることも指摘できる。これらを背景として、審理期間が2年を超える長期未済事件数は高い水準で推移している。

行政訴訟事件は、訴訟法上、複雑な訴訟類型が存在するだけでなく、事実関係の存否よりも詳細な法令や行政基準からなる行政実体法規の解釈が争点となることが多いという特徴があるところ、裁判所が争点を的確に把握して当事者の主張を適切に整理した上で、通用力の高い妥当な判断をするためには、行政活動やその背景となる社会経済活動の実像を把握しつつ、関係法令の構造を踏まえた法解釈を行うことが肝要である。このような観点から、裁判所は、当事者に適切に主張立証を促すとともに、自らも関連する判例・学説を調査するなどして合議の充実を図り、判断の質を一層高めていくことが求められる。また、近時は、審理運営上の課題について、部や庁を超えて裁判官同士の意見交換を充実させる取組も進められている。

行政訴訟事件の審理運営の参考となる各種情報については、J・NETポータルの行政・労働・知財情報データベース（G-deck）を参照されたい。

ウ 国家賠償事件について

地裁を第一審とする国家賠償事件の新受件数は、平成27年以降増加基調にある。多庁係属型訴訟が増加しているほか、事件類型別に見ると、その4割前後をB型肝炎訴訟が占めている。B型肝炎訴訟は、新受件数が減少したにもかかわらず未済件数が増加しているところ、その原因是、1件当たりの原告数が複数に上ることが多いことを背景にして、審理期間が2年を超える長期未済件数が顕著な増加を示していることがある。個々の事件について審理が長期化している原因を適切に把握しつつ、適正迅速な解決に向けた審理を行っていく必要があり、そのためには事務処理上の工夫の集積や共有を図ることが有益である。国家賠償事件の各種参考情報についても、行政・労働・知財情報データベース（G-desk）を参照されたい。

エ 労働関係事件について

労働関係分野は、近時の社会経済情勢の変化、非正規雇用労働者の増加を中心とした雇用形態の多様化、労働者の権利意識の高まりや価値観の多様化等の様々な要因を背景として、法改正が頻繁になされており、裁判所に申し立てられる事件数も高水準で推移し、その内容も複雑困難化している。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を背景とした解雇や雇止めに関する事件が多数係属する可能性もあり、その動向を注視する必要がある。労働関係民事訴訟事件は、平成20年以降は新受件数が既済件数を上回る傾向にあり、平均審理期間も長期化している。労働審判事件は、制度開始以来、概ね順調に運用され、終局事件全体の約7割で調停が成立し、これに労働審判が確定したものと合わせると8割弱が最終的な解決に至っている一方で、制度開始当初に比べて幅広い事案が申し立てられる傾向にあり、平均審理期間も徐々に長期化している。今後も、各庁の実情に応じて、労働関係事件を適正迅速に処理するための一層の取組を進めていく必要がある。

なお、労働関係事件の適正迅速な解決のためには、当事者による適切な紛争解決機関及び解決手続の選択を促す必要があるところ、裁判所における各手続の特徴を受付窓口で教示する方法を地裁・簡裁間で協議したり、弁護士会や労働局との協議会等において各手続の特徴等について共通認識を持つ機会を設けたりすることが有用である。

労働審判手続においては、テレビ会議の利用が着実に進んできているところ、本年6月から、ウェブ会議の方法により労働審判手続の期日を行うことも可能となった。テレビ会議等の利用に当たっては当事者の意向を十分に聴取する必要があるが、当事者の利便性の向上等に資するものであることに加え当事者が裁判所に出頭するために移動したり、直接会ったりせずに労働審判を実施する一つの有効な手段となり得るものと考えられる

労働関係事件の各種参考情報については、行政・労働・知財情報データベース（G-desk）を参照されたい。

オ 知的財産権関係事件について

地裁における知的財産権関係民事通常訴訟事件の新受件数は、概ね500件程度で推移しているが、知財高裁における審決取消訴訟事件の新受件数は、平成25年以降減少傾向にある。

知的財産権関係民事事件のうち、特許権等に関する訴えは、東京地裁又は大阪地裁の専属管轄に属し、その控訴審は知財高裁が全て取り扱っており、管轄については、改めて留意する必要がある。一方、営業秘密が問題となる不正競争防止法に関する事件など、技術的な知見を要する訴訟は上記3庁以外の庁にも係属することがあり、そのような場合は、上記3庁に所属する裁判所調査官の派遣依頼をしたり、専門委員の職務代行を依頼することなどを検討されたい。

また、知的財産権関係事件について通用力のある判断をするためには、

国際的な動向について知見を深めることが重要である。平成29年以降、歐米やアジア諸国の裁判官等を招いて国際知財司法シンポジウムを開催しているところであり、これらの機会を通じて各国の制度や運用について知見を深めていく必要がある。そして、そのようにして得た知見を他の分野に還元し、推し及ぼしていくことも期待される。知的財産権関係事件の各種参考情報については、行政・労働・知財情報データベース（G-desk）を参照されたい。

カ 倒産事件について

倒産事件の事件数は減少傾向にあったが、平成28年以降は、自然人の破産事件や個人再生事件を中心に増加傾向に転じていたところ、今般の新型コロナウィルス感染症の影響についても、予断を許さない。そのような事態に的確に対応するためにも、事件動向の傾向を適時・適切に把握するとともに、より一層の事務処理の合理化・効率化を図っていくことが求められる。

ここ数年来、同時廃止事件と管財事件の振り分け基準や管財事件の最低予納金額といった事務処理の基準についての運用の見直しが検討・実施されてきたところであるが、その取組においては、各庁の運用や基準の合理性について、その根拠や目的に立ち返った検討が行われたところである。今後は、このような検討の手法を倒産手続全体に拡大して、合理的で効率的な申立書の審査の在り方等について、検討を進めていく必要がある。

また、管財事件について、適正迅速な処理を実現するとともに、破産管財人選任の公平性に疑義を生じさせないようにするためにには、破産管財人候補者の裾野を広げ、継続的かつ安定的に、質の高い破産管財人候補者の給源を確保しておく必要がある。この点については、若手破産管財人候補者の育成だけでなく、大型事件、複雑・困難事件に対応することのできる中堅破産管財人候補者の育成についても今後各庁の実情に合わせた取組を進めていく必

要がある。

管財人の育成に関する詳細は、平成29年度民事執行事件及び倒産事件担当者等協議会の、申立書の審査の在り方等に関する詳細は、令和元年度民事執行事件及び倒産事件担当者等事務打合せの各結果要旨（民事情報データベース（ミンフォ）に掲載）を参照されたい。

キ 執行事件について

後記2(1)のとおり、民事執行法等の改正法が令和2年4月1日より施行されたことから、不動産執行事件、債権執行事件、財産開示事件、第三者からの情報取得事件及び執行官の取り扱う執行事件のいずれについても、適正かつ効率的な運用を図る必要がある。

特に不動産執行事件については暴力団員による買受けを防止するための手続が設けられたことから、従前の事務処理のままでは審理期間が延びることとなりかねない。今後、新型コロナウイルス感染症の影響が縮小し、通常の事務処理態勢が回復した際には、より一層の質の高い事件処理を実現するために、現況調査報告書、評価書及び物件明細書の作成期間の短縮、標準スケジュール（申立てから売却、配当等までの一般的な目標期間）の設定又は警察への調査嘱託事務の合理化などの迅速化に向けた更なる運用改善に取り組む余地がないか、売却基準価額と売却代金額との乖離率の高い状況に照らして、競売市場修正率の見直しをする必要はないかなど、環境変化を踏まえた柔軟な運用の変更の要否について、検討していくことが必要である。

また、執行官の取り扱う執行事件についても、適正迅速な処理や事件関係者に対する適切な配慮が求められるところ、執行官は、その職務の大部分を裁判所外において行うため、指導監督が難しい面もある。監督官、監督補佐官においては、総括執行官との連携を密に取りながら、適切な指導監督を行っていく必要がある。特に子の引渡しの強制執行については社会的な関心も

高く、子の心身に有害な影響を及ぼさないように配慮しつつ、その実効性を高める観点から、執行官事務の運用や児童心理の専門家の関与の在り方について、執行官との間で十分な協議を行うことが重要である。

不動産競売手続の迅速化及び子の引渡しの強制執行の運用の在り方に関する詳細は、平成30年度民事執行事件担当者等協議会並びに令和元年度民事執行事件及び倒産事件担当者等事務打合せの、執行官の適切な指導監督に関する詳細は、平成29年度民事執行事件及び倒産事件担当者等協議会の、競売市場修正率の見直しに関する詳細は、平成27年度民事執行及び倒産事件担当者等協議会の各結果要旨（いずれも民事情報データベース（ミンフォ）に掲載）を参照されたい。

ク 簡易裁判所の民事事件について

国民の権利意識の高まりや法曹人口の増加など裁判所を取り巻く状況の変化に伴い、簡裁に係属する訴訟事件は困難化しており、特に、弁護士保険の普及等を背景に急増した弁護士代理の交通損害賠償事件においては、審理期間が長期化する傾向にある。このような状況の下、少額の紛争を簡易迅速に解決するという簡裁の本来的役割を踏まえた質の高い審理・判決の実現に向けた取組を各庁において進める必要がある。

一方、民事調停事件は、新受件数の減少傾向が続いているところ、訴訟事件の中にも民事調停になじむ事件が含まれているとの指摘があること等を踏まえると、民事調停が紛争解決手段として適切に選択されるよう、法的観点を踏まえた調停運営を行って公正かつ合理的な解決を図るだけでなく、柔軟で落ち着きの良い解決を簡易迅速に得るといった民事調停の利点を生かせるよう、評議のより一層の充実や調停委員の技能向上に向けた研さんの強化等を通じて、調停運営の更なる改善に取り組むとともに、潜在的な利用者のニーズに応えるべく、より効果的な広報を継続的に展開すること等が求められ

る。

そして、民事裁判の紛争解決機能を全体として高めるという観点から、簡裁が、その本来的役割を踏まえ、地裁と適切に役割分担しつつ連携していく必要があり、上記の取組を進めていく上でも、地裁と簡裁との連携を一層深める必要がある。

詳しくは、簡易裁判所民事事件担当裁判官等協議会の協議結果（民事情報データベース（ミンフォ）に掲載）を参照されたい。

(2) 刑事事件

裁判員裁判の現状と課題について

ア 裁判員制度は、昨年5月で制度施行10周年を迎えた。そして、制度施行10周年を機に、最高裁判所事務総局から、裁判員制度施行10年の成果と課題を総括した「裁判員制度10年の総括報告書」が公表された。

これまでのところ、裁判員制度は、国民の理解と協力の下、概ね順調に運営されてきたと評価されているが、運営する側の裁判所としては、現状に満足することなく、裁判員制度はいまだ発展途上であるとの認識を持ち、絶えず運用改善に向けて取り組む必要がある。

イ 裁判員制度によって、刑事裁判のプラクティス（運用）は大きく変容し、核心司法や公判中心主義など刑事訴訟法の本旨に立ち返った裁判が追求されるようになった。また、行為責任を基本とする量刑判断の枠組みが明確にされ、難解な法律概念についてその本質に立ち返った説明が試みられるなど、裁判員が実質的に意見を述べられる環境が整えられつつある。これらの変化は、裁判員裁判に対応するための法曹三者による運用改善のための取組等の進展によるところが大きい。

もっとも、これまで以上に裁判員と裁判官が実質的に協働し、裁判員の視点・感覚を的確に判断内容に反映させるとの観点から、裁判官の間では、従

來の判断枠組みを前提としつつ、その当てはめについて裁判員の価値判断の範囲をより広く認めることや、従前の判断枠組みにとらわれず、事案に合った形で再構築することなどが議論されている。また、公判前整理手続の長期化も従前からの課題の一つであり、昨年再び長期化したことから、法曹三者の間で、手続の基本的な在り方について共通認識を持つことなどにより改善を図る必要がある。これらの課題に取り組むためには、裁判官同士の議論はもとより、法曹三者による意見交換や協議について、より実質的、実践的なものとして充実させていくことが期待される。

ウ 裁判員裁判の取組や理念は、刑事訴訟法の本旨に立ち返ろうとするものであり、裁判員裁判対象事件の第一審の審理のみならず、刑事裁判全体に推し及ぼされるべきものである。控訴審の在り方については、事後審の徹底という本来の趣旨を踏まえつつ、高裁・地裁の裁判官との間で議論・検討が重ねられている。また、裁判員非対象事件の審理の在り方についても、裁判員裁判のプラクティスを形式的に導入するのではなく、裁判員裁判のプラクティスの目的を踏まえた上で、非対象事件の具体的な事案においてそのプラクティスを活用する必要性・相当性があるのかどうかを十分に吟味することが必要である。

エ 裁判員にとって重い精神的負担となるおそれが類型的に大きい遺体写真等のいわゆる刺激証拠の取扱いについては、裁判員の負担への配慮という面のみならず、要証事実は何であり、その要証事実は事案の核心とどのように関係するのか、他の証拠で代替できないかを具体的に検討し、必要性が認められる範囲に限って採用するという意識が高まった。また、裁判員の安全確保については、これに関して講じることが考えられる方策等を取りまとめて周知し、各地裁においても、安全確保に関する方策を検討して実施しているところである。もっとも、十分な方策をもってしてもなお、予測できない事態

が生じることは避けられないが、そのようなときにも適切に対応できるよう、事務局と裁判官との連携を常日頃から意識しておく必要がある。

オ 裁判員制度施行以降、裁判員候補者の辞退率の上昇傾向、出席率の低下傾向が続けていた。このうち、出席率については、事前質問票が期限までに返送されなかった場合の書面での返送依頼など、各地裁において裁判員等選任手続における運用上の工夫が実施され、平成30年以降、改善傾向が続いている。また、辞退は国民の負担を過重にしない等との観点から制度化され、裁判所が認めた場合に限っているものである。辞退率については、昨年は改善の兆しが見られたほか、これまで裁判員の選任に具体的な支障が生じた例はないことも踏まえると、制度の安定的な運用に差し迫った影響を及ぼすレベルには至っていないといえる。

カ 裁判員制度の円滑な運営を支えてきた最も基本的な要素の一つが、裁判員制度に対する国民の理解と協力である。辞退率の上昇の抑止をはじめ、今後も国民の幅広い参加を得るための努力を惜しんではならない。特に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況下においては、裁判員に安心して安全に参加していただけるよう、感染拡大防止策を徹底するなどの工夫をする必要がある。また、裁判官や協力いただける裁判員経験者による出張講義等の裁判広報活動を積極的に行い、裁判員経験者の声を広く届けるなどの地道な努力を続けるとともに広報活動等を通じ、様々なレベルで知識社会との接点を持ち、その実情等を踏まえながら得られた知見を制度運営全般に活かしていくことが求められる。

キ 以上については、裁判員制度10年の総括報告書も参考されたい。

(3) 家庭事件

ア 家庭事件をめぐる現状と課題について

家庭を取り巻く状況の変化や国民の権利意識の高揚等により、家裁には、

従前にも増して、紛争解決機能や再非行防止機能を適切に発揮することが求められている。家裁は、多様な職種の職員から成るところ、裁判の質の向上のためには、職種間の連携、協働が不可欠であり、家裁全体として、より質の高い判断を実現するための取組が必要である。

なお、家庭事件をめぐる現状としての統計資料や協議会結果要旨等については、J・NETポータルの家事・少年情報データベース（Familynet）を参照されたい。

イ 家裁調査官について

多様な職種の職員から成る家裁が、今後も社会の中で適切な役割を果たすためには、家裁に特徴的な職種である家裁調査官が、その役割・機能を十全に発揮するとともに、関係職種において、それに関する共通理解が深まることが重要となるところ、令和元年12月に、「家裁調査官の役割・機能」と題する資料が配布された。本資料は、家裁調査官の役割・機能及びそれに基づく調査事務について、家裁調査官自らが改めて認識を深めるとともに、裁判官をはじめとする関係職種がこれを的確に理解し、認識を共有するための視点を示したものである。本資料を活用して家裁調査官相互間での議論や関係職種間での意見交換が重ねられ、その成果が日常の調査事務に生かされていくことによって、家裁調査官による調査事務の質や技量が向上し、より的確で質の高い調査事務が遂行されるとともに、裁判官において、これまで以上に適時適切な家裁調査官の活用を図ることで、より質の高い裁判が実現されることが期待される。本資料は、様々な場面で広く活用されることが望まれるものである。

ウ 家事調停事件について

家事調停事件全体の新受件数は、近年、おおむね横ばいで推移している一方で、面会交流事件等の別表第二調停事件が増加傾向にある。

家事調停事件は、権利意識の高揚、少子高齢化、家庭・家族の在り方の変化等を反映して、夫婦間暴力（DV）、児童虐待、老親介護等の家庭をめぐる現代的な問題を背景にした事件や、子の奪い合い、面会交流など子をめぐる解決困難な事件が増えつつあり、家裁全体としての紛争解決機能の強化がますます求められている。

各家裁においては、家裁の主要な事件である家事調停の充実を図り、また、これと審判や人事訴訟との連携を更に進め、家裁全体としての紛争解決機能の強化に取り組んでいる。また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点からは、小規模の室内で当事者と対面し比較的長時間にわたり事情聴取及び調整を行う従前の調停の在り方をそのまま維持することは難しく、調停手続きの利点を生かしつつ利用者のニーズや生活様式の変化に対応する新たな手続きの在り方を検討・模索していく必要がある。

エ 後見・財産管理関係事件について

後見等開始等事件の平成31年/令和元年の新受件数は約4万7,000件となっており、管理（監督）継続中の本人数は累増を続けている。詳しくは、家事・少年情報データベース（Family☆in）を参照されたい。

後見関係事件については、平成28年5月に施行された成年後見制度利用促進法に基づき、平成29年3月に成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定された。現在、地方自治体における取組が進められており、制度の運用を担う家裁においても、専門職団体等の関係機関と連携して、中核機関の設置や地域連携ネットワークの構築に向けた地方自治体の取組の後押しを継続して行っている。また、基本計画においては、身上保護の観点も重視し、本人の利益保護のために最も適切な後見人を選任するための方策を検討することとされているところ、現在家裁において、この基本計画の趣旨を踏まえ、利用者がメリットを実感できる運用の改善に向けて後見人の選任等の運用の在

り方について検討を進めており、併せて報酬の在り方についての検討も進められている。令和元年度は基本計画の対象期間である5年間の中間年度に当たるため、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討が行われた。その結果、令和2年3月24日に、「成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書」が法務大臣、厚生労働大臣及び総務大臣により構成される成年後見制度利用促進会議に報告されたところであり、引き続き真摯に取組を進めていく必要がある。

また、後見人等による不正防止についても、後見制度支援信託又は後見制度支援預金を活用するなどして、引き続き取り組んでいくことが重要である。

財産管理事件の新受件数は、平成19年以降、不在者財産管理人については全体として減少傾向にあるが、相続財産管理事件については増加傾向にある。財産管理事件においては、定期的に財産状況を確認するとともに、特に相続財産管理事件においては、管理終了に向けて計画的に清算手続を進めるため、管理人に対する助言や働きかけを行う必要がある。

オ 人事訴訟事件について

平成25年以降、人事訴訟事件の新受件数は減少傾向にある一方で、平均審理期間は年々長期化している。

今後も、各府において現状の問題点とその原因を分析した上で、人事訴訟が家裁に移管された趣旨を実現するために必要な取組を検討する必要がある。

カ 子の返還申立事件・民事執行法について

国際結婚が破綻した場合等において、子が国境を越えて不法に連れ去られた際に、迅速に常居所地国に子を返還することなどを定めた「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」が、平成26年4月、日本について効力を生じ、その国内実施法（平成25年法律第48号）及び実施規則（平成25年最高裁判所規則第5号）も施行された。

子の返還申立事件の第一審専属管轄を有する東京家裁及び大阪家裁並びに抗告審裁判所である東京高裁及び大阪高裁においては、適切な運用の確立に向けた取組がされている。なお、東京・大阪以外の家裁に係属する親権者の指定若しくは変更又は子の監護に関する処分についての審判事件及びこれらの抗告事件においても、一定の場合には、上記実施法及び実施規則の適用があるところであり、この点については留意が必要である。

なお、民事執行法や国内実施法等を改正する法律が令和元年5月17日に公布され、子の返還申立事件について間接強制の前置に関する規律の見直し等が行われるとともに、国内の子の引渡しの強制執行に関する規律が明確化された。また、同改正法によって債務者の財産状況に関する情報取得手続が新設され、これにより、養育費等の権利者は、金融機関等から預貯金債権情報を、市町村等から給与債権情報をそれぞれ取得できることになり、強制執行を行いやすくなった（この改正法の内容については、「2(1)民事執行法の改正について」も併せて参考されたい。）。これに伴い、民事執行規則等の一部を改正する規則が制定され、改正法及び同規則が令和2年4月1日に施行された。

キ 少年事件について

少年保護事件の新受人員は平成14年以降減少しているが、再非行少年の割合は依然として高いほか、社会的関心を集める重大事件、資質や家庭等の環境に根深い問題を抱えた少年の事件が係属するなどしており、少年審判の機能を更に強化し、複雑多様な事件を適正に処理することが求められている。

そのためには、少年審判手続全体を通じて、職種間連携及び少年保護関係機関等との連携を図りつつ、社会調査の質の向上、保護的措置の確実な実施、補導委託の活性化等の取組を進めるなどして、事件処理の在り方について引き続き検討していくことが必要である。

(4) 共通

適正な通訳の確保のための取組について

ア 近年、いわゆる要通訳事件の数は高い水準で推移している。また、出入国管理及び難民認定法の一部改正により外国人材受入れのための新たな在留資格が創設されたことなどから、在留外国人の増加が見込まれている。このような中で、司法における通訳の扱い手の数や質に対するニーズと社会の関心は高まっており、裁判所としても、このような情勢に対応し、適正な通訳を担保するために、①通訳人の数の確保、②通訳の質の確保の双方の観点からの取組を続ける必要がある。

イ 通訳人の数の確保について

通訳人候補者名簿データベース（以下「データベース」という。）は、刑事事件に限らず裁判所に係属する全ての事件で利用できるものであり、その登録者数を充実させるための取組が重要である。その一つの方策として、データベースへの登録が未了の通訳人を選任した場合、当該通訳人が適性を備えているときは、登録に必要な手続を教示するなどして、積極的に登録を促すことが有益であり、こうした運用を定着させる必要がある。

また、昨年から、複数の府において、裁判官が通訳人候補者の供給源となることが期待される大学に出張して法廷通訳に関する説明会を実施する取組が行われている。今後も、各府においてこのような広報活動を通じて、積極的に通訳人候補者を確保していくことが強く望まれる。

ウ 通訳の質の確保について

従前から、各府において、通訳経験の多寡等に応じた研修を実施するなどして、通訳人の能力向上に努めているところであるが、さらに、最近では刑事事件に加え、民事事件、行政事件、家事事件、少年事件等に関する説明を盛り込むなど、内容の改善に努めている。

また、データベースへの登録希望者の面接について、本年 6 月から、希望者の通訳能力をより適切に審査するために、経験豊富な通訳人候補者に同席してもらい、希望者の通訳能力について意見を述べてもらうという運用が全国で実施されることとなった。

通訳の質を確保するためには、通訳人の能力に加えて、裁判所及び訴訟関係人の間でも、要通訳事件における配慮の必要性や在り方について認識を共有することが不可欠である。これまで、適正な通訳を行うために裁判所及び訴訟関係人が配慮すべき事項等について、通訳人経験者に対するヒアリング結果等を元に取りまとめて提供し、司法研修所の研究会でも議論がされたところであり、勉強会等を開催して法曹三者と通訳人経験者とで意見交換するといった取組も各地で行われている。

2 裁判所に関する新たな立法等

(1) 民事執行法の改正について

①債務者財産の開示制度の実効性の向上、②不動産競売手続における暴力団員の買受け防止の方策、③子の引渡しの強制執行に関する規律の明確化、④債権執行事件の終了をめぐる規律の見直し、⑤差押禁止債権をめぐる規律の見直し、⑥国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律に基づく国際的な子の返還の強制執行に関する規律の見直し等を内容とする「民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律」が、令和元年 5 月 17 日に公布され、令和 2 年 4 月 1 日に施行された（ただし、債務者の不動産に係る情報取得手続の規定は、公布の日から起算して 2 年を超えない範囲内において政令で定める日までの間は適用されない。）。

(2) 所有者不明土地問題について

所有者不明土地に関わる問題については、平成 30 年 6 月に「所有者不明土

地等対策の推進に関する基本方針」が公表され、土地所有に関する基本制度や民事基本法制の見直し等の重要課題について令和2年までに必要な制度改正を実現するという方針等が示された。

これらを踏まえ、「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」が平成30年6月13日に公布され、同年11月15日から施行されている。この法律により、民法の特例として、国又は地方自治体の長が不在者財産管理人及び相続財産管理人の選任の申立てをすることができるものとされた。

また、「表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律」が令和元年5月24日に公布された。この法律により、不動産登記簿の表題部所有者欄の氏名等が正常に登記されていない土地について、登記官が職権で調査を行って所有者を特定し、表題部所有者を改めるという制度、調査を行っても所有者を特定することができない場合に裁判所が当該土地の管理者を選任するという制度が設けられることとなる。この法律のうち登記官による調査等に関する規定は、同年11月22日から施行されており、裁判所による管理者の選任等に関する規定は、令和2年11月1日から施行される。

さらに、法制審議会総会において、民法及び不動産登記法の改正につき諮問がされ、法制審議会民法・不動産登記法部会において、①相続登記の申請の義務化、②土地所有権の放棄、③遺産分割の期間制限、④共有制度の見直し、⑤財産管理制度の見直し、⑥相隣関係規定の見直し等について、調査・審議が行われており、本年1月から3月にかけて、中間試案に対してパブリックコメントが実施された。今後、本年度中の法案提出を目指して、調査・審議が行われる予定である。

(3) 消費者契約法改正の動向について

消費者契約法に関しては、平成30年改正における衆議院及び参議院の附帯決議を受けて、更なる改正の検討が行われており、令和元年9月に消費者契約

法改正に向けた専門技術的側面の研究会において報告書が取りまとめられ、同年12月からは消費者契約に関する検討会において調査・審議が行われている。同検討会においては、いわゆる「つけ込み型」勧誘に関する取消権、オンライン取引における消費者保護に関する規律等の実体法上の規律のほか、「平均的な損害の額」（消費者契約法9条1号）に関する消費者の立証負担を軽減するための規律が検討事項とされている。

(4) 仲裁法制の見直しに関する動向について

仲裁法制の見直しに関しては、公益社団法人商事法務研究会に設置された仲裁法制の見直しを中心とした研究会において、仲裁法の改正に関する検討等が行われている。同研究会においては、国際連合国際商取引法委員会（UNCITRAL）が策定した国際商事仲裁モデル法の平成18年改正（暫定保全措置に関する規律の改正等）への対応を念頭に置いた仲裁法制の見直しを中心としつつ、関連する諸制度の見直しを含めて、国際仲裁等の活性化等の観点から、論点の整理が行われている。

(5) 地方自治法の改正について

地方公共団体の長等の損害賠償責任の見直し等を内容とする「地方自治法等の一部を改正する法律」が平成29年6月9日に公布された。同法は、令和2年4月1日までに全ての規定が施行されている。

(6) 労働関係について

平成30年7月6日に公布された「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」は段階的に施行されているところ、令和2年4月1日から、①正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の是正に係る改正規定（中小企業への適用は令和3年4月1日）等が施行されているほか、②時間外労働の上限規制に係る改正規定が中小企業にも適用されている。また、パワーハラスメント防止のための事業主の雇用管理上の措置義務（相談体制の整

備等)を新設すること等を内容とする「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」が令和元年6月5日に公布され、一部の規定を除き、令和2年6月1日から施行されている。さらに、賃金請求権の消滅時効期間等を延長するとともに、当分の間の経過措置を講ずること等を内容とする「労働基準法の一部を改正する法律」が令和2年3月31日に公布され、4月1日に施行された。そのほか、厚生労働省においては、「解雇無効時の金銭救済制度に係る法技術的論点に関する検討会」が開催されている。

(7) 知的財産権関係の法改正について

特許権の侵害の可能性が高い場合に、裁判所が選定する中立な技術専門家が被疑侵害者の工場等に立ち入り、特許権の侵害立証に必要な調査を行い、裁判所に報告書を提出する制度（以下「査証制度」という。）の創設や損害賠償額算定方法の見直し等を内容とする「特許法等の一部を改正する法律」が令和元年5月17日に公布された。その一部は、令和2年4月1日に施行されており、査証制度に係る規定は、同年10月1日から施行される。

(8) 刑事法（逃走防止関係）に関する議論について

令和2年2月に開催された法制審議会総会において、保釈中の被告人や刑が確定した者の逃亡を防止し、公判期日への出頭や刑の執行を確保するための刑事法を整備するための諮問（諮問第110号）がされ、同年6月から、刑事法（逃走防止関係）部会において調査・審議が行われている。

(9) 民法等の改正（相続に関する規律の見直し）について

相続に関する規律を見直す改正法が、平成30年7月に成立し、公布された。この法律は、配偶者居住権につき令和2年4月1日に、その他の主な規定につき令和元年7月1日にそれぞれ施行された。

法律の主な内容は、①配偶者の居住権を保護するための方策、②遺産分割に関する見直し等（配偶者保護のための持戻し免除の意思表示の推定規定や仮払

い制度等の創設・要件明確化等），③遺言制度に関する見直し（自筆証書遺言の方式緩和や自筆証書遺言に係る遺言書の保管制度の創設等），④遺留分制度に関する見直し，⑤相続の効力等（権利及び義務の承継等）に関する見直し，⑥相続人以外の者の貢献を考慮するための方策である。

法改正を受け、家事事件手続規則の一部を改正する規則が制定され、令和元年7月1日に施行された。

(10) 民法の改正（特別養子縁組制度）について

民法等の一部を改正する法律が、令和元年6月7日に成立した。この法律は、一部の規定を除き、令和2年4月1日に施行された。

法律の主な内容は、①養子となる者の年齢要件等の見直し及び②2段階の手続の導入等、特別養子縁組の成立の手続にかかる規律の見直しである。

法改正を受け、家事事件手続規則の一部を改正する規則が制定され、令和2年4月1日に施行された。

(11) 民法の改正（嫡出推定制度及び懲戒権に関する規定等の見直し）について

いわゆる無戸籍者問題解決に向けた取組の一環として、平成30年10月から、嫡出推定制度を中心とした親子法制の在り方に関する研究会が開催され、嫡出否認の訴えの提訴権者の拡大や出訴期間の見直しなど、嫡出推定制度に関する論点のほか、生殖補助医療によって生まれた子に関する親子関係の整備等について議論がされ、令和元年7月に研究会報告書が取りまとめられた。

また、同年6月に公布された児童虐待防止対策の強化を図るために児童福祉法等の一部を改正する法律において、政府は施行後2年を目途に懲戒権について定めた民法第822条の規定の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとされたことを受け、同月から監護権の規定の在り方に関する研究会で議論がされ、同年7月に研究会報告書が取りまとめられた。

同年6月に開催された法制審議会第184回会議において、民法の嫡出推定制度に関する規定及び懲戒権に関する規定等の見直しについて諮問され、同年7月から法制審議会民法（親子法制）部会において、調査・審議が行われている。

(12) 少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）に関する議論について

平成29年2月に開催された法制審議会総会において、少年法における「少年」の年齢を18歳未満とすること並びに非行少年を含む犯罪者に対する処遇を一層充実させるための刑事の実体法及び手続法の整備の在り方並びに関連事項について諮問がされ、同年3月から、少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部会において調査・審議が行われている。

同部会では、各論点の意見交換がされた後、審議の進め方につき、少年法適用対象年齢の引下げを議論する前提として、犯罪者に対する処遇の議論を進めることとされた。

その中で、家裁に関する議論としては、罪を犯した18歳及び19歳の者に対し、家裁における現在の少年審判手続と類似の手続を行うものとする制度の導入がある。従前の議論では、比較的軽微な罪を犯して起訴猶予となった者を家裁に送致して、この制度の対象とすることが検討されてきたが、第21回（令和元年12月9日）の会議以降、その対象者の範囲を拡大し、検察官が家裁の判断を経ないで公訴を提起することができる一定の事件以外は全て家裁に送致しなければならないとする案と、全ての事件を家裁に送致しなければならないとする案についても検討された。

以上を経て、第25回（令和2年6月10日）の会議からは、議論の取りまとめに向けた意見交換に入っている。

詳しくは、J・NETポータル内の「家事・少年情報データベース（Family☆in）」に随時情報を掲載しているので、参照されたい。

3 裁判所の人的・物的態勢の現状

(1) 予算について

国の財政状況がますます厳しくなる中、令和2年度予算編成は政府から示された「令和2年度予算編成の基本方針」（令和元年12月5日閣議決定）に沿った厳しいものとなった。同方針において、令和2年度予算は、いわゆる骨太の方針に基づき、経済・財政一体改革を着実に推進するとともに、財政健全化目標の達成を目指した予算編成を行うこととされた。さらに、歳出改革を着実に推進するとの基本的考え方方に立って、その取組を的確に予算に反映するとともに、厳しい財政状況を踏まえ、引き続き歳出全般にわたり聖域なき徹底した見直しを推進するとされたところであり、財政当局は、旅費や庁費といった類の経費については特別機関を含め省庁横断的に前年度予算額以下に抑制するよう強く求める姿勢であった。こうした政府方針の下、令和2年度予算編成は裁判所にとっても大変厳しいものとなったが、令和元年度補正予算と合わせて、裁判所の施策に必要な経費は確保することができたところである。

もっとも、庁舎設備の保守、清掃、警備といった庁舎維持関係経費は引き続き実績額が増大を続けているほか、情報システムの運用経費など、毎年固定的に必要となる経常経費が裁判所予算を逼迫化させている一方で、頻繁になされる法改正や庁舎内の安全対策、民事裁判手続のIT化を始めとした裁判所内での様々な施策・取組等により、新たな予算需要も増加しており、今後、こうした状況にいかに対応していくかが大きな課題となっている。国の厳しい財政事情の下、予算の増額が困難な中で、こうした課題にしっかりと対応していくためには、各案件間の優先度合いを意識し、限られた予算を有効かつ効率的に執行していくとともに、既存の業務や経費等についても、必要性を十分に吟味した上で、抜本的な見直しを図って行く必要がある。

(2) 定員について

裁判所においては、民事訴訟事件の審理充実や家事事件処理の充実強化などのため、継続的に裁判官の増員を行ってきたところである。しかし、近時的新受事件数の動向を見ると、成年後見関係事件を始めとした家事事件については増加傾向が続いているものの、民事訴訟事件を含むその他の事件類型の多くは減少又は横ばいで推移している。そのような状況下で、裁判官については毎年増員を続けており、判事は、司法制度改革が始まった平成14年度から令和2年度までに合計740人が増員されている（令和2年度の増員の詳細については、3月15日付け裁判所時報1742号を参照されたい。なお、増員については、例年、同時期の裁判所時報に掲載されている。）。このような多数の判事の継続的な増員が認められているのは極めて異例であり、近時の裁判所職員定員法の国会審議では、このような判事の増員にもかかわらず、合議率の増加や民事及び家事事件の審理期間の短縮化といった定量的な効果が現れていないことについて厳しく問われている。国の厳しい財政状況下での国家公務員の定員をめぐる厳しい情勢や前述の事件動向等を踏まえると、今後は、これまでのような増員を継続していくことは困難な状況にある。

以上のような定員をめぐる厳しい状況の下では、各庁においては、現状の処理件数や事務分配を所与のものとしたり、十分な検討のないまま前例に従った事務処理方法を重んじたりすることなく、司法需要の顕在化等による処理件数の増加局面に加え、事務処理の変容にも適切に対応できる態勢とするべく、事務分配の機動的な見直しや、事務改善の取組を継続して行っていかなければならぬ。

各庁、各部署の人的態勢については、裁判事務の在り方を踏まえ、全国各地における司法機能の発揮・確保、部署間の繁忙度の平準化の観点から、裁判官、書記官等がそれぞれの行うべき職務や、相互の官職間の連携を意識しながら、適正・迅速な裁判を実現できる合理的な事務処理に向けて、不断の見直しを進

めしていく必要があるものと考えている。

(3) 裁判官の採用、判事再任等について

司法修習生の修習を令和元年12月に終了した1, 487人のうち、75人が令和2年1月16日付けで判事補に採用された（うち、女性任官者は28人である。）。

また、弁護士任官制度に基づく、弁護士から裁判官への採用については、令和2年4月1日に1人が判事として、2人が判事補として採用された。

さらに、判事再任等については、判事の任命資格を取得した第62期判事補等並びに再任期を迎えた第42期及び第52期の判事等のうち213人（令和2年4月末日時点）が判事に任命又は再任された。

(4) 裁判所施設について

ア 老朽化した庁舎の増加状況等について

裁判所は、全国各地に464庁もの多数の庁舎を有するところ、それらの多くは、昭和40年代～昭和50年代初頭に集中的に整備され、今後10年で築後50年を経過する庁舎の割合は全庁舎の約51パーセントと加速度的に高くなる。適時適切な保全業務により庁舎の長寿命化を図る一方、躯体の劣化等により日々のメンテナンスでは長寿命化を図ることが困難な庁舎、都市部等の事件数増加による事件関係室の不足や執務室の狭隘化が顕著な庁舎については、それらの問題を総合的に判断した上で、庁舎新営の検討を進めていく必要がある。

イ 省庁別宿舎の状況

平成23年12月に財務省から示された「国家公務員宿舎の削減計画」において、宿舎は真に公務のために必要なものに限定した上で一定の類型に該当する職員のみが入居でき、福利厚生（生活支援）目的のものは認めないとされ、平成28年度末までに約5.6万戸が削減（約21.8万戸から

約16、3万戸まで削減）された。

しかし、上記削減計画後も残置することとされた宿舎の低い入居率が課題となっている。裁判所においても、平成29年6月に財務省の関係通達が改正されたことに伴い、宿舎の貸与に関する運用基準全般を見直しているので、今後は同基準に基づく運用を進めた上で宿舎需要を適切に把握し、それでも需要のない宿舎については順次廃止に向けた検討を行う必要がある。

ウ 裁判所インフラ長寿命化計画（行動計画）

インフラ老朽化問題の対策として国が取りまとめた「インフラ長寿命化基本計画」（平成25年11月）に基づき、裁判所においても、平成29年1月に「裁判所インフラ長寿命化計画（行動計画）」を公表している。

行動計画は、裁判所の所管に属する施設を保全の対象とし、老朽、狭い、分散、耐震性能・耐津波性能の不足、都市計画上の要請等の理由から更新すべき施設を除いて、長寿命化を図るという方向性を示している。

長寿命化を図るためにには、適切な保全の実施により経年にとらわれず長期にわたって施設の良好な状態を維持する必要があり、「裁判所の所管に属する建築物等の保全について」（平成28年9月16日付け経理局長通達）に基づき、施設保全責任者による施設の維持管理、点検等が実施されているところである。また、それらの点検結果を集約し、管理・分析して施設の実態を正確に把握し、次の維持管理、点検、修繕・更新等に活用するメンテナンスサイクルとその体制を構築することが重要であり、その点検結果と修繕・更新等の関係を組織的に関係者で共有するため、当該情報の見える化として庁舎カルテの作成を進めているところである。

(5) システム関係について

ア 情報化の取組と全体最適化

裁判所では、平成17年12月に「情報化戦略計画」を策定し（平成2

3年12月改定），ITを活用した裁判事務及び司法行政事務の合理化を推進し，適正・迅速な裁判の実現と国民の利便性の向上を図るという基本理念を掲げ，基本方針として，情報化推進体制の整備と情報システム及びその技術基盤の整備を定めた。これに沿って，3つの重点課題として掲げられた，①情報システムの全体最適化，②情報セキュリティ水準の向上，③災害に強い情報システムの構築等を中心に取組を進めている。

重点課題①については，既存の情報システムを統合集約化・標準化等することで裁判所の業務に最も適した合理的かつ効率的なものに再構成し，これによってIT関連予算の低減及びITの利便性の向上を図ることを目指して，平成24年，裁判所のシステム最適化計画が策定され，その後，現状の情報システムや業務の在り方について，合理性や費用対効果の観点から分析し，必要があれば現状の業務自体を改めなければならないとの考え方の下，平成28年6月，裁判所のシステム最適化計画の改定を行った。

これを受けて，IT関連予算の低減や統一的な情報セキュリティ対策の充実強化を図るため，平成30年度から少年事件，簡裁の民事事件及び督促事件について，令和元年度から高裁及び簡裁の刑事事件について「裁判事務支援システム（NAVIUS）」の開発を行い，少年事件開発部分について，全国の家庭裁判所に導入展開したところである。なお，本年度からの開発が予定されていた，高裁・地裁民事及び家事事件開発部分については，IT化後の民事訴訟の制度運用面の検討と民事訴訟手続のIT化のためのシステム開発等の検討が，今後より一層本格化していくことを踏まえ，本年一月に一旦調達手続を取り消し，同システムとの関連性について，検討を深めているところであり，今後のNAVIUSの開発については，その状況も踏まえながら，さらに検討していく必要があると考えている。

重点課題②については，「4(2)情報セキュリティの確保」を参照されたい。

重点課題③については、東日本大震災時の経験も踏まえ、耐災害性を強化するための取組を進めており、平成25年度に構築されたデータセンタには、各種システムのサーバ機能を順次移転している。また、平成25年度中に全ての裁判所の通信回線（WAN回線）の二重化を完了した。

イ 主な情報システムの状況等

裁判所の情報基盤インフラの「司法情報通信システム（J・NET）」が、裁判所職員が各個別システムやメール等を全国共通で利用する目的で整備されている。

また、職員間での各種情報共有及び裁判事務処理等の効率化を目的として構築された「J・NETポータル」では、規則集や事件関係の各種データベースコンテンツの利用や、下級裁における職員間の情報共有ツールとして「高地家簡裁掲示板」の運用がされている。事件関係の各種データベースコンテンツについては、各事件局が所管する「事件情報データベース」として「民事情報データベース（ミンフォ）」、「刑事情報データベース（ケイフオ）」、「行政・労働・知財情報データベース（G-desk）」及び「家事・少年情報データベース（Family☆in）」の運用がされている。さらに、裁判官等の自己研さんの支援を目的として、上記「事件情報データベース」と画面構成や操作性を共通とした上、検索機能を向上させた「司法研修所情報データベース（ケンサン）」の運用が平成29年3月末から開始されている。

裁判事務に関する情報システムの主なものとして、「民事裁判事務支援システム（MINTAS）」は、全国の高地裁に導入されているほか、平成27年度以降、全国の家裁に導入され、家事分野の業務にも利用されている。「刑事裁判事務支援システム（KEITAS）」は、全国の地裁に導入され、
[REDACTED]等の処理の際にも利用されている。「少年事件処理シス

テム」は、令和元年度に「裁判事務支援システム（NAVIUS）」に統合されたことにより、「民事執行事件処理システム」は、平成28年11月に新システムへの移行が完了し、[REDACTED]されたことにより、それぞれセキュリティ強化や職員負担の軽減が図られている。

司法行政事務に関する情報システムについては、行政政府省における事務処理と共通する面が少なくないことから、「一元的な文書管理システム」や「旅費等内部管理業務共通システム（SEABIS）」などの府省共通システム（行政政府省において共通に利用されているシステム）も利用されている。令和3年度には、人事・給与関係業務情報システムの本番稼働も予定されているところである。

4 裁判所の組織的課題

(1) 裁判所における緊急対応について

昨今、大規模地震や台風等の自然災害や刃物を持ちこんでの加害行為、法廷等からの逃走、情報漏えいなど、非常事態における対応が問題となる状況が現実化しているほか、裁判官その他の裁判所職員への危害予告など、予告が現実化した場合の来庁者や職員の安全確保などを考慮した慎重な対応が求められる事案が発生している。このような事態においては、迅速かつ正確に事実関係を把握した上で、所長の指揮の下、事務局が関与して、庁全体として組織的に対応しなければならない。そのためには、裁判部・事務局間、本庁・支部間、最高裁・高裁・地家簡裁間など様々なレベルにおいて、日頃から情報流通態勢を確認し、必要な情報や問題意識を組織的に共有できる態勢を構築しておく必要がある。さらに、このような態勢が実際に機能するためには、緊急事態対応マニュアルの整備等にとどまらず、日頃から、同マニュアルに基づく訓練や研修等を実施するなどして、同マニュアルの内容を不斷に見直していくとともに、職員一人一人が、緊急事態対応の手順や目的を理解しておくことも必要である。

(2) 情報セキュリティの確保

情報通信技術の著しい発展とともに、国家機関や企業を狙ったマルウェアによる情報漏えい、DDoS（サービス停止）攻撃、標的型メール攻撃などのサイバー攻撃も相次ぎ、その手法も一層巧妙化している。平成27年5月には、日本年金機構においてサイバー攻撃による多量の個人情報流出事案が発生したところであるが、裁判所においても、情報の窃取、破壊及び消去等を狙った可能性のある標的型メールが頻繁に職員に送信されるなど、こうした攻撃と決して無縁ではなく、ITへの依存度が高まる中で、情報セキュリティ対策の重要性はますます増大している。

裁判所では、これまでも、物理的・技術的な対策に加え、運用面の対策として、職員に対する教育・研修、自己点検、標的型メール攻撃に対する訓練、セキュリティ監査の実施、充実及び強化に努めてきたところである。



[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

(3) 裁判所の安全問題について

裁判所がその使命を適切に果たし社会の期待に応えていくためには、裁判所での安全が確保され、国民が安心して裁判所を利用できるよう計らうことに留意する必要がある。昨年3月に裁判所敷地内で当事者が相手方当事者に刃物で刺され死亡するという事案が発生し、裁判所の安全に対する社会的な関心も高まっており、現在、裁判所全体として安全確保に向けた取組を進めている。

具体的には、事案ごとに安全確保に関わる情報収集を密に行った上で、収集した情報も踏まえて、所持品検査の実施等を積極的に検討しているほか、事件数や来庁者の多い庁を対象として、入庁時の所持品検査を実施することとし、実施庁を順次拡大してきている。また、当事者の申告等により加害行為のおそれがあると把握している事案については、その内容に応じて、当事者が対面しないようにするなどの措置を講じているところである。

今後もこれらの安全確保に向けた取組を進めていくことが重要であることに変わりはなく、利用者や関係者の理解を得ながら、確実に実施していくことが求められる。庁舎内や来庁者の安全を確保することは、裁判官が日々行う訴訟運営を円滑に行うために必須のものであり、手続を主宰する裁判官として、常に直面している問題として認識することが必要である。同時に、個々の事案に応じた適切な安全確保策を講じるためには、裁判部と事務局（支部等と本庁）

とが早い段階から情報を共有し、連携協働して事前準備を進めることを常に念頭に置いておく必要があるし、庁全体の取組についても、日頃から理解してその一翼を担っている意識を持つ必要がある。また、事案発生時に情報流通態勢を確保し、関係機関の協力も得ながら、庁全体で組織的に対応できるよう、裁判官、裁判部・事務局の職員が普段から訓練等を行っておくことが必要と考えられる。

(4) 書記官事務の整理について

書記官事務の整理の考え方は、るべき書記官事務の姿を裁判所全体で共有し、裁判手続に真に必要な書記官事務が合理的に遂行される状態を将来にわたって確保することを目指すものであり、裁判官と書記官が、裁判手続やそれを支える書記官事務がどうあるべきかを常に意識しながら、日々の執務の中で事務を改善していく営みを地道に続けていくことが重要である。

現状では、書記官事務の整理が書記官固有の問題であるかのようにとらえている裁判官や書記官が見受けられたり、裁判官と書記官が、日々の執務の中にある何気ない事柄については日常的に検討し、個々の事件処理に関する進め方について一定程度意思疎通を図っているものの、これをきっかけとして、書記官の存在意義や書記官事務の在り方にまで踏み込んだ議論が十分には行われていないのではないかという指摘もある。もっとも、議論の実情やこれによる成果は各庁・各部署ごとに異なるものと思われ、高裁を中心にして、各庁の実情や課題に応じた効果的な後押し策を検討し実施しているところである。

なお、今後、民事訴訟手続におけるIT化の検討が進められるところ、これを検討するに当たっては、書記官事務の現状を振り返り、書記官事務の整理の考え方を活用して現在の書記官事務の意義について検討することも考えられる。

(5) 適正な事務の確保に向けて

適正な事務処理は裁判に求められる質の高さの重要な一部である。裁判所が

国民の信頼を得ていくためには、裁判の「迅速さ」とともに、その「適正さ」を確保することが極めて重要であり、各職員が事務処理の規範は何かを常に意識するとともに、規範に基づいた事務処理を行う態勢が組織的に確立していくなければならない。

各庁各部署においては、適正な事務の確保は、書記官事務の整理の考え方を使った実践の一つの場面であることを踏まえ、日常の執務の中で生じた疑問・違和感等の気づきやミスが生じた事例等をきっかけに、関係職員間で事務処理の規範を踏まえた議論や検討を重ね、「あるべき事務の姿」と現状のギャップを見つけ出し、それを埋めていくことによって、実際の事務改善や誤りの予防につなげるなど、日常的な事務処理が規範に即した合理的なものとなっているかを意識し、適正な事務処理を行う態勢が確立されるよう努めていただきたい。

事務処理態勢の構築に当たっては、事務処理が規範に即していることを前提に、事務処理過程自体に誤りを生む要因がないか、間違いが生じないことに注力するあまり事務の本質や職場の実情に比してチェックの回数や項目が過剰なものとなっていないか、といった問題点を分析し、その分析結果に対応した継続可能で合理的な事務フローを策定する必要がある。そして、策定された事務フローについては、その趣旨や経緯を踏まえた理解ができるよう工夫し、定着を図っていただくほか、職場の実情が変化するなどした場合に特定の事務が過剰となってバランスが失われ、かえって事務フローが遵守されない状況を生じさせていたり、当該職場の事務全体を圧迫することになっていたりといった別の問題を生じさせていないかという視点からの循環的なフォローもお願いしたい。

(6) 適正な会計事務について

近年の国の会計事務を取り巻く情勢の変化及び厳しい経済財政状況を受けて、会計検査院による実地検査においても、決算の表示において、予算執行など財

務の状況が正確に計上されているかという正確性の観点や、会計経理が予算や法律、政令等に従って適正に処理されているかという合規性の観点だけではなく、同じ費用でより大きな効果が得られないか等の効率性の観点や、事務・事業の遂行及び予算の執行の効果が所期の目標を達成しているか等の有効性の観点からの検査が行われているところである。このような状況を踏まえ、裁判所においても、適切な予算執行の観点や、国民に対する説明責任の観点から、効率性や有効性を以前にも増して意識した上で事務処理にあたることが必要となっている。

また、ここ数年、保管金等の不適切な管理に起因する事務処理過誤の事例が複数発生している。各庁においては、保管金の不適切な管理は、国民に財産上の損害を及ぼし、国に損害賠償責任を負わせることにもなりかねない重大な事態であることを改めて認識の上、各部署相互間の牽制態勢が形骸化しないよう留意し、保管金のみならず、保管物、押収物及び備品等も含めて適正な保管事務に努めていただきたい。

(7) 裁判所を利用する障害者への配慮について

平成28年4月1日に裁判所における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領が実施されて4年が経過し、各庁においては、同要領の趣旨に沿った手続が実践されているものと承知している。今後も引き続き、全ての職員が裁判所における障害者配慮のあり方の重要性を認識した上で、不当な差別的取扱いや合理的配慮の内容を個別事案に応じて具体的に検討し、適切な手続の実現に向けて尽力していくことが求められる。

また、平成28年8月1日に施行された発達障害者支援法の一部改正法においては、司法手続における配慮規定や（同法12条の2），裁判に関する業務に従事する者に対して、発達障害に関する理解を深めるための研修を実施することその他の必要な措置を講じる旨が定められている（同法23条）。各庁に

においては、職員が発達障害に関する理解を深めるための措置の企画・実施及び発達障害の特性に留意した適切な配慮の検討・実施を継続されたい。

なお、各庁で行った障害者等への合理的配慮等に関する事例¹は、定期的にJ・NETポータル²に掲載され、様々な事例が蓄積されている。類似事案という理由だけで同じ対応を行うべきでないことに留意しつつ、対応の参考として引き続き活用していただきたい。

(8) 障害者雇用について

平成30年、裁判所において、障害者雇用率制度の対象となる障害者の確認・計上に誤りが見られることが明らかになった。この事態については、司法行政事務の適正な遂行の確保に関する有識者委員による会合において、事実に関する検証が実施され、法の理念を意識せず、無批判的に前例に基づいた事務処理が漫然と行われてきたことは極めて不適切との指摘がなされた。

裁判所においては、この検証結果を真摯に受け止め、深く反省するとともに、再発防止に向けて必要な対策を講じていくこととし、平成30年12月に「裁判所における障害者雇用に関する基本方針」を策定し、法定雇用率の速やかな達成に向けた取組を進めるとともに、障害者雇用促進法の下、障害のある人が働きやすく、定着できる職場を作るための各種の取組を行ってきたところである。

また、令和2年4月1日には、障害者雇用促進法に基づき、各庁において障害者活躍推進計画が作成されたところであり、障害者の活躍の場の拡大のための各種の取組を不斷に進めていくこととなった。

この障害者雇用の取組を継続していく上では、裁判官を含む職員一人一人が、障害者と共に働く意義を深く理解するとともに、前例に基づく無批判的な事務

¹ 平成28年6月29日付け最高裁総一第804号総務局長依命通達「裁判所における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領の事務の取扱いについて」に基づき各庁から報告された対応事例を一覧表にまとめたもの。

² J・NETポータル「最高裁各局課等からのお知らせ」の「障害者への対応事例について」。

処理を漫然と行うことのないよう、今回の事案を今後の教訓として受け止め、永く組織全体で語り継いでいくことが大事である。

(9) ハンセン病を理由とする開廷場所指定に関する調査報告書等について

平成28年4月25日にハンセン病を理由とする開廷場所指定に関する調査報告書及び最高裁判所裁判官会議談話を公表してから、4年が経過した。この間、司法研修所及び裁判所職員総合研修所における各種研修や各庁での国立ハンセン病療養所への見学訪問など様々な形で、裁判官をはじめとする裁判所職員に対し、ハンセン病政策の歴史を踏まえた人権意識を深める取組がなされてきたと承知している。各庁においては、報告書の内容及び報告書に添付されている有識者委員会の提言並びに最高裁判所裁判官会議談話を決して過去のものと考えることなく、資料館又は国立ハンセン病療養所への見学訪問など各庁の実情に応じたハンセン病政策の歴史を踏まえた人権研修等を引き続き実施して、一人一人の裁判所職員が、人権問題について一層理解を深め、自らの意識を見つめ直し、日々の職務遂行が司法制度を利用する国民の権利利益や社会生活に深い影響を及ぼし得るものであることを常に自戒して職務に取り組み、司法に対する国民の期待と信頼に応えていく必要がある。

(10) 司法行政文書の管理及び開示について

司法行政文書を適切に管理することは、司法行政事務の適正かつ効率的な運営に不可欠であるとともに、文書開示手続を通じて、国民に対する説明責任を全うする土台となるものであり、それができない場合には、裁判所に対する国民の信頼を著しく失墜させることにつながりかねない。平成30年6月には、昨今の文書事務を巡る情勢を踏まえて、文書管理に関する関係通達の改正を行い、行政府省と同様にファイル管理簿や標準文書保存期間基準（保存期間表）の公表を始めたところでもあり、司法行政事務に携わる全ての職員が、これまで以上に、関係法令や関係通達等を理解し、司法行政文書の作成、保存、廃棄

の各段階における事務を適切に処理することが求められる。

裁判所の文書開示については、平成27年7月1日に、苦情の申出先が最高裁に一本化されるなど司法行政文書開示手続が再整備された。平成29年度以降、同手続の申出件数は増加し続けているが、その間、相当数の実務例や情報公開・個人情報保護審査委員会の答申も集積されていることから、これらの知見を参考にするなどして、より一層適正・迅速な文書開示事務を実現していくことが求められている。

なお、裁判所ウェブサイトの「裁判所の情報公開・個人情報保護について」及び「情報公開・個人情報保護審査委員会」のページに司法行政文書の管理に関する通達や開示に関する要綱、情報公開・個人情報保護審査委員会の答申等が掲載されているので、参照されたい。

(1) 裁判所広報の充実について

昨今の社会経済情勢の変化や国民の権利意識の高まりを受け、裁判所が社会において果たすべき役割について、様々な議論がされるようになっている。その一方で、インターネット上などには不正確な情報に基づく批判もみられるところであり、裁判所や司法の役割、更に司法機関を支える職種等について、必ずしも十分に理解されているとはいえない。裁判所が期待される役割を果たしていく上で、国民の信頼という基盤が確固として存在していることが必要かつ不可欠であるところ、そのためには、裁判所が自らの機能や役割等について分かりやすく正確に伝え、広く理解を得ていく必要がある（例えば、新型コロナウイルス感染症のまん延状況等に対応して府としての事務処理態勢が定められた場合にも、必要に応じて各府のウェブサイトに最新の情報を掲載するなど細やかな周知が求められる。）。このような意味において、裁判所が行う広報活動の重要性は従来以上に大きくなっているといえよう。

広報活動においては、上記のように裁判所からの的確な情報発信が何よりも

求められるが、同時に、裁判所が地域社会の実情を踏まえたニーズ等を適切に把握し、自らの営みを振り返る格好の機会とすべきものもある。そこで、広報活動を行うに当たっては、情報発信を強化するという観点だけでなく、広報活動を通じて得た地域社会の声を、裁判事務や司法行政事務といった裁判所の営みを改善するために活用できないか、という視点を持って取り組むことが望まれる。

このように、広報活動は、裁判所及び司法に対する国民の理解を得るとともに、裁判所の営みを改善していくための契機となるべき重要な意義・目的を有するものと理解されるべきものである。そうすると、裁判所が行う広報活動は、各府としてその位置づけを明確にした上で、裁判官をはじめとする裁判所組織が一体となって行なうことが求められる。他方で、広報活動は、各府の実情に応じ、限られたリソースの中で合理的に実施されなければならない。また、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえると、当面は、多数の来院者を集めて行なうようなイベントの実施には慎重にならざるを得ないであろう。各府においては、単に広報活動の「量」を拡充するのではなく、上記のような着眼点をもって広報活動の「質」を高めていくという意識で、前例にとらわれることなく新たな広報活動を検討・実践することが期待される。

本年3月に裁判所ウェブサイトをリニューアルし、デザインを一新するとともに、国民が必要な情報によりアクセスしやすい環境整備を行った。各府における情報発信に当たっては、是非活用いただきたい。また、広報課では、各府の広報活動の実施状況について定期的にJ・NETポータルに掲載しているので、各府における広報活動のテーマ選定にあたって、参考とされたい。

5 人材の育成、強化に向けた司法研修所及び裁判所職員総合研修所の取組

(1) 裁判官の研修・研究会について

裁判官には、裁判実務に関する知識、能力や幅広い教養、深い洞察力等が必

要であるところ、急速に変化する社会経済情勢やそれを受け行われる様々な法改正等に的確に対応するためには、これらの知識等の修得を個々の裁判官に委ねるだけでなく、組織的な研修の機会を設け、その体系や内容の充実を図っていく必要がある。

このような見地から、司法研修所では、裁判官の自己研さんを支援するため、応募制を原則として、各種の研修を実施しており、令和元年度の合同研修は、合計56本（うち応募型41本）を実施し、参加した裁判官は延べ約2,200人に及んでいる。具体的には、合同研修のうち、各裁判分野における裁判事務に関する研究会を「裁判系」、新たなポストに就いた際などの職務導入研修を「導入系」、裁判や組織運営の基盤となる裁判官としての素養の修得を目的とする研究会を「基盤系」として実施している。また、その他の研修として、民間企業等で研修を行う派遣型研修を実施している。

特に、近年は、先端的な知見が判断に深く関係する事件や事件の背後にある価値の捉え方が難しい事件など困難な判断が求められる事件が増加していることから、「裁判系」の研究会を中心に、専門性の修得やその深化を支援するためのカリキュラムの充実に努めている。令和元年度は、事件類型に応じた各種研究会のほかに、民事について分野横断的な複雑困難事件に関する研究会を実施した。また、こうした困難な事件に対応するため、法律分野にとらわれず紛争を取り巻く現代事象等をテーマとして取り上げ、広範な分野の素養を得るために、「基盤系」の研究会の充実に努めており、令和元年度には、「人工知能と経済・法」や「現代社会とメンタルヘルス」といったテーマで研究会を実施した。さらに、若手裁判官を対象に、裁判に関連する様々な周辺諸科学に関する素養を修得するための研究会を順次計画的に企画しており、令和元年度は、「統計とデータ分析」、「会計と税務」を取り上げたが、今後、「行動経済学」、「科学哲学」といったテーマについて実施する予定である。

これらに加えて、令和元年度は、社会経済情勢の変化に伴って生ずる新たな

法的問題について裁判所が適切な判断をしていくために、外国での議論を参考にすることを目的として、ドイツの著名な憲法学者2名を招いて、初めての外国司法専門研究会を実施した。

また、裁判官の組織運営能力の向上を図るためのカリキュラムの充実にも取り組んでいる。その一環として、「導入系」の研究会のカリキュラムを工夫するとともに、書記官及び家裁調査官等の一般職員との連携について、裁判所職員総合研修所と合同で6件（令和元年度）の研究会を実施している。

さらに、新たな企画として、令和元年度は、「裁判官のワークライフバランス」をテーマとした研究会を実施し、令和2年度は、「裁判官の成長支援」をテーマとした研究会の実施を予定している。

以上のような研修内容や研修技法については、平成29年4月に設けられた参与制度や国際司法研修協会（International Organization for Judicial Training, I O J T）など外部の知見等も取り入れながら、その充実を図っている。

また、様々な事情により合同研修に参加できない裁判官等の自己研さんを支援するため、司法研修所情報データベース（ケンサン）に合同研修における講演録等を掲載しているが、これに加え、令和元年12月には、合同研修における講演等について全ての地裁又は家裁に同時配信できる態勢を整えることにより、配信にふさわしい講演等を所属庁から傍聴できるようにした。

今般、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の見地から、当面の間、カリキュラムの性質上可能な研究会については、遠方の庁の裁判官は所属庁から同時配信によって参加する方法で実施する予定である。

以上のとおり、司法研修所では、研修内容の拡大と充実に力を入れてきているが、さらに裁判官の自己研さん支援の一層の充実を図っていきたいと考えている。

(2) 裁判官以外の裁判所職員の研修等について

社会経済情勢等の変化や価値観の多様化等の諸情勢を受けて裁判所の果たすべき役割が変化し、裁判所の業務内容が変容してきたことに加え、近時、組織運営の適正確保に対する国民の目が一層厳しいものになっている状況を踏まえ、裁判所職員総合研修所においては、これまで、「公平な裁判」、「適正・迅速な裁判」、「利用しやすく分かりやすい裁判」を実現し、国民の期待と負託に応えることができる裁判所職員を育成するという観点から、現在及び将来にわたる事務の質の維持・向上を目指した諸施策の進展状況も見据え、各種集合研修及び養成課程を計画、実施してきた。

令和2年度においては、令和元年度に引き続き、①裁判所を取り巻く状況の変化に適切に対応し、自律的に執務を遂行することができる職員を育成すること、②各職場におけるOJTとの効果的な連携を意識した研修の充実を図ること、③裁判官を含めた各職種間で、それぞれの職務についての相互理解を深めた上で、関係職種間の連携強化を図ること、④社会情勢の変化や法改正の趣旨等を踏まえ、時宜に応じた課題をテーマとした研修の充実を図ることに重点を置いて、各研修内容を見直し、一層充実した研修の実施を企画した。

中間管理者層については、令和元年度に階層別研修を見直し、それまで、訟廷管理官、主任書記官、主任家裁調査官、課長及び課長補佐等の全ての中間管理者を対象として、裁判部所属者と事務局所属者に分けて実施していた研修及び課長補佐等を対象としていた研修を統合し、職種を問わず中間管理者としての執務経験等に応じて二つの階層に分け、より職責に応じた科目構成及び内容とした中間管理者研修Ⅰと中間管理者研修Ⅱを実施したところであるが、令和2年度においても、更なる科目内容等の充実を図った。

書記官及び家裁調査官については、各種実務研究会において、書記官事務の整理の考え方や行動科学の知見等に基づく事実の調査と調整を担う家裁調査官の役割・機能を踏まえた共同討議等を実施するなど、的確な職務遂行を実現し

ていくための視点の獲得等に重点を置いた内容としている（裁判官を含めた職種間連携を図るため、研究会の日程の一部を、司法研修所と合同で実施している。）。書記官については、中堅書記官を対象とする書記官ブラッシュアップ研修（高裁委嘱研修）に関して、事件の複雑困難化等、裁判所を取り巻く諸情勢の変化に的確に対応するため、書記官の資質、能力を更に高めていくことを目的として、令和2年度からカリキュラムの大幅な見直しを行うこととした。具体的には、問題を把握し解決するための基盤となる能力及び組織的な視点の涵養を図っていくためのカリキュラムを充実させる一方、知識の付与やその再確認をする色彩の強いカリキュラムについては、中堅書記官として知っておくべき各分野の情報を提供する講義にスリム化し、全体として、研修の目的を達成するための合理的な研修カリキュラムとして最適化を図るなどした結果、5日間の研修日程で実施することとした。家裁調査官については、平成28年度から任官後の研修について応募制を取り入れた特別研修を新設するなど、4年計画で研修体系の大幅な改編を行った。改編が完了した令和元年度は、計画のとおり、家裁調査官専門研修を廃止し、家裁調査官特別研修を3回実施した。

事務官については、近時の事務局を取り巻く状況の変化に組織として適切に対応するため、平成28年度以降、事務局に勤務する職員を対象とする階層別研修の新規企画や充実強化に取り組んできたところであるが、令和2年度においても、引き続き、適切な司法行政事務の遂行の観点から、科目内容等の充実を企図した。

速記官については、裁判実務をめぐる諸情勢等に関する講義等を行うとともに、専門知識や経験を生かした書記官等との連携・協働の実践等について、共同討議等を行っている。

さらに、各職種・各階層に共通する課題として、令和元年度に引き続き、適正事務の確保や人権意識の向上を図ることを意識し、そのための科目の充実を

企画した。

養成課程では、書記官については、法律科目と実務科目の効果的な連携に留意しつつ、実務における書記官事務に即した形で、参加型や討議型の演習を積極的に取り入れ、効果的かつ実践的なカリキュラムとともに、書記官事務の整理の考え方を身に付けるための講義や演習を実施している。家裁調査官については、調査事務に必要な行動科学の知見や技法を体系的に習得させることを基本としつつ、育成新施策の趣旨に則り、グループ討議の活用等を通じて組織性を涵養することにも重点を置いたカリキュラムを実施している。これらに加え、今後、より質の高い書記官及び家裁調査官を養成していくために、養成課程の更なる充実に向けた見直しを予定している。具体的には、これまで3月初旬に養成課程を修了していた運用を見直し、修了日を3月25日頃とすることで研修日数を確保する。特に、書記官については、令和3年4月以降、第1期研修（養成課程第一部）や裁判事務修習（同第二部）の前に予修期修習を新たに設け、所属庁等で裁判実務を広く見聞する機会を与えて養成課程への円滑な導入を図り、より効果的な研修が進められるようにする予定である。

以上のとおり、各職種、各階層について、研修カリキュラムの充実強化等を図ったところであるが、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止、職員の感染リスク低減の観点から、当初計画していた多くの研修において延期又は中止したり、実施する場合であっても、その期間や方法等を工夫するなどの対応を行っている。中央研修については、新任者を対象とした導入系の研修、施策遂行のために実施すべきである等、今年度実施する必要性が高い研修に絞って実施することとし、養成課程については、4月以降に予定していた集合研修を在宅学修に切り替えた上で、7月から、少人数の5グループに分けて、3日間から5日間の日程で集合研修を実施したところである。

なお、裁判所職員総合研修所からの情報発信として、J・NETポータル内

に開設されている総研コンテンツにおいて、養成課程や中央研修の状況（実務研究会の結果要旨を含む。）及び文献情報など、執務に役立つ情報・資料等を提供しているほか、毎月1回掲載している「総研ニュース」によって裁判所職員総合研修所に関する最新情報を発信している。

(3) 司法修習生の修習について

平成30年度（第72期）司法修習生については、司法修習のカリキュラム終了後の令和元年11月20日から同月26日まで5日間の日程で実施された考試（二回試験）を、再受験者を含む第72期司法修習生1,495人（うち女性363人）が受験したが、このうち8人（うち女性3人）が不合格とされた。

第72期司法修習生の修習終了者1,487人（うち女性360人）の進路の区分は、裁判官75人（うち女性28人）、検察官65人（うち女性28人）、弁護士その他1,347人（うち女性304人）である。

令和元年度（第73期）司法修習生については、令和元年11月に1,473人（うち女性366人）が採用された。第72期に引き続き、第73期においても、修習開始段階で司法修習生に不足している実務基礎知識・能力に気付かせ、かつ、より効果的・効率的な分野別実務修習が円滑に行えるようにすることを目的として、司法研修所において導入修習（移動期間も含めて約1か月間）を実施した。その後、実務修習地において分野別実務修習（民事裁判修習、刑事裁判修習、検察修習及び弁護修習をそれぞれ約2か月間）を実施した上で、実務修習地に応じて2班に分け、それぞれ約2か月間の選択型実務修習及び集合修習を交互に行い、これらのカリキュラム終了後に考試を実施する予定である。

なお、「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律」が令和元年6月19日に成立し、令和5年に実施される司法試

験から法科大学院在学中の受験が可能となることなどに伴い、同年以降、司法試験は毎年7月中旬から下旬の間に実施され、司法修習は翌年3月20日前後に開始される予定である。